

平成 20 年（行ク）第 8 号 緊急命令申立事件

（本案事件 横浜地方裁判所平成 19 年（行ウ）第 30 号不当労働行為救済命令取消請求事件）

決 定

申立人 神奈川県

同代表者兼処分行政庁 神奈川県労働委員会

被申立人 株式会社ショウ・コーポレーション

主 文

- 1 被申立人は、被申立人を原告、申立人を被告とする当裁判所平成 19 年（行ウ）第 30 号不当労働行為救済命令取消請求事件の判決確定に至るまで、神奈川県労働委員会が神労委平成 17 年（不）第 7 号について発した平成 19 年 3 月 19 日付け命令の主文第 2 項に従わなければならない。
- 2 申立人のその余の申立てを却下する。

理 由

第 1 申立ての趣旨及び理由

申立ての趣旨及び理由は、別紙「緊急命令申立書」記載のとおりである。

第 2 当裁判所の判断

- 1 本件疎明資料及び本案事件の記録によれば、X1（以下「X1」という。）は、平成 19 年 1 月 4 日をもって満 60 歳となり、被申立人の就業規則に基づき同日退職になったと認められるから、神奈川県労働委員会が神労委平成 17 年（不）第 7 号について発した平成 19 年 3 月 19 日付け命令（以下「本件命令」という。）の主文第 1 項のうち、X1 に係る同月 5 日以降の期間に関する部分は、本件命令の事実認定及び判断が維持される蓋然性につき重大な疑義があるというべきであり、その適法性を肯定することはできないが、その余の部分（以下「本件部分」という。）については、本件命令の事実認定及び判断に関して概ね正当なものとして是認することができ、そこに重大かつ明白な瑕疵等特段の事情があるとは認められないから、本件部分の適法性については一応肯定することができる。
- 2 そこで、次に本件部分の緊急性、必要性について検討するに、本件疎明資料及び本案事件の記録によれば、X2、X3 及び X1 は、被申立人に対して地位確認等を求めた別訴（第 1 審：当庁平成 16 年（ワ）第 3678 号契約上の地位確認等請求事件、控訴審：東京高等裁判所平成 19 年（ネ）第 2133 号同控訴事件・同年（ネ）第 5729 号附帯控訴事件）の判決において、いずれも被申立人に対する地位確認が認容されるとともに（ただし、控訴審判決における X1 を除く。）、同判決に基づく仮執行により、平成 21 年 1 月分（同月 28 日支払日）までの賃金及びこれに対する遅延損害金として、それぞれ、約 1800 万円、約 1640 万円、約 860 万円を得ていることが一応認められ、同月分以降の賃金（ただし、定年退職となった X1 を除く。）についても前記仮執行が奏功しないことなどを認めるに足りる疎明資料はないから、本件部分のうち本件命令の主文第 1 項に係る部分については、緊急命令を発しなければならない即時救済の必要性を欠くというべきである。

他方、本件疎明資料及び本案事件の記録によれば、被申立人は、平成 19 年 3 月 19 日、

本件命令の交付を受けたが、神奈川県自動車教習所労働組合湘南ドライビングスクール支部による同月 20 日、同月 28 日、同年 4 月 23 日及び同月 26 日の各団体交渉の申入れをいずれも拒否し、現在においても本件命令を任意に履行していないことが一応認められるところ、当該団体交渉の拒否は、同支部の団結及び活動等に著しい侵害を及ぼしているとして一応認めることができるから、本件部分のうち本件命令の主文第 2 項に係る部分は、緊急命令を発しなければならない即時救済の必要性があるというべきである。

3 よって、主文のとおり決定する。

平成 22 年 6 月 22 日

横浜地方裁判所第 7 民事部

「別紙資料 略」